

(仮称)ダイヤモンドシティ仙台名取店の届出概要について(法第5条第1項)

- 1 届出者名
株式会社ダイヤモンドシティ 代表取締役社長 鯛 洋三
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ダイヤモンドシティ仙台名取店
名取市増田字関下458 外
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
株式会社ダイヤモンドシティ 代表取締役社長 鯛 洋三
東京都渋谷区渋谷3-12-18 渋谷南東急ビル4階
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成19年2月24日
- 5 大規模小売店舗の店舗面積の合計
55,000平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
2,670台
 - (2) 駐輪場の収容台数
1,000台
 - (3) 荷さばき施設の面積
1,621平方メートル(3か所)
 - (4) 廃棄物等保管施設の容量
494立方メートル(2か所)
- 7 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
イオン株式会社 (開店時刻) 午前9時 (閉店時刻) 午前0時
専門店 (開店時刻) 午前9時 (閉店時刻) 午後11時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午前0時30分まで
 - (3) 駐車場の出入口の数
8か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前4時から午前1時まで
- 8 届出年月日
平成18年4月12日
- 9 縦覧場所
宮城県産業経済部食産業・商業振興課、宮城県県政情報センター及び名取市役所
- 10 縦覧期間
平成18年4月21日から平成18年8月21日まで(ただし、閉庁日を除く。)
- 11 意見書提出先
仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県産業経済部食産業・商業振興課

12 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」(経済産業省告示第85号)及び意見書様式を参考のこと。